

授業料減免制度について

1. 入学時授業料減免の減免額、採用数、応募資格について

◎減免額及び採用数

減免種類	減免額	採用数の目安
授業料減免	100,000円	応募資格を満たす者で、支援の必要が高いと認められる者のうち、最大10名

※ただし、上記人数は入学定員100名に対しての採用数なので、実際の採用数と異なる場合がございます。

◎応募資格

令和2年度入学時授業料減免制度の応募資格は以下の(1)～(5)の全てを満たす者とする。

- (1) 本学の建学の精神、3ポリシー（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）を理解し、本学での学修に意欲的に望むことが約束できる者
- (2) 本学への入学に際し、経済的に困難で修学支援が必要な者
- (3) 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料減免）の支援を受けない者
- (4) 令和2年度の授業料等を所定の期日までに納付した者
- (5) 下記「3.家計基準」を満たす者

2. 2年次授業料減免の減免額、採用数、応募資格について

◎減免額及び採用数

減免種類	減免額	採用数の目安
授業料減免	100,000円	応募資格を満たす者で、支援の必要が高いと認められる者のうち、最大5名

※ただし、上記人数は入学定員100名に対しての採用数なので、実際の採用数と異なる場合がございます。

◎応募資格

令和2年度2年次授業料減免制度の応募資格は以下の(1)～(5)の全てを満たす者とする。

- (1) 学則に定める1年次の専門教育科目の必修科目の単位を全て取得した者
- (2) 本学への在学に際し、経済的に困難で修学支援が必要な者
- (3) 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料減免）の支援を受けない者
- (4) 令和2年度の授業料等を所定の期日までに納付した者
- (5) 下記「3.家計基準」を満たす者

3. 家計基準

主たる家計支持者の直近1年支払金額・所得の目安

	右記以外で合格の場合 (保護者)	社会人特別入試で合格の場合 (本人または配偶者)
給与所得者の場合 (源泉徴収票の支払金額)	6,000,000円以下	3,375,000円以下
給与所得者以外の場合 (確定申告等の所得金額)	2,510,000円以下	1,875,000円以下

- ・ 支援対象者として判定する際の家計基準は、社会人特別入試での入学者と社会人特別入試以外での入学者で異なります。
- ・ 保護者のうち、給与所得、収入の高い者を主たる家計支持者とし家計基準に照らし採用を決定する。保護者が父母でない場合は、代わって家計を支えている者の収入金額とする。
- ・ 社会人特別入試での入学者で、減免申請手続きをする者は、本人、または配偶者の収入金額とする。

4. 手続き、授業料減免の方法について

以下の①～③の順に手続き、還付をする。

①申請書類を教務課または入試課に提出する。



②減免対象者の決定と採用通知



③授業料減免の方法



▶ 4月に授業料を一括納入した者

減免決定通知後、100,000円を申請時に希望した口座に振り込むことで還付する。

▶ 4月に授業料を分納した者

減免決定通知後、10月納入分の授業料から減免額100,000円を差し引いた額(260,000円)を納入する。

※振込手数料は各自負担となります。

※日程の詳細はガイダンス等でお知らせいたします。

5. 授業料減免申請書

入学時授業料減免申請書

全世帯の直近1年間の所得を証明する書類

▶ 給与所得者の場合

直近に発行された源泉徴収票(写し)

▶ 給与所得者以外の場合

直近に提出した確定申告書第一表と第二表(写し)、税務署の収受付印のあるもの

※1 世帯全体とは、世帯の中で収入のある者全員を示す。

(例) 保護者二人の世帯は、保護者それぞれの書類を必要とする。

(例) 社会人特別入試での入学者で、配偶者がいる場合は、本人と配偶者の書類を必要とする。

※2 「直近1年間の所得を証明する書類」が整わない場合は、入試課まで相談してください。